

## 川崎市エネルギー最適化補助金 Q & A

制度全般に関する質問		
NO	質問	回答
1	申請書の書き方について相談する窓口はありますか。	コールセンター（0120-646-230）までお問合せください。 （※12月15日から開設です。）
2	申請からどれくらいの期間で採択されますか。	申請書を受理した後に、約1か月程度での交付決定通知書もしくは不交付決定通知書の送付を予定しております。ただし、申請状況によっては、前後する場合があります。
3	申請すれば、必ず交付決定されますか。	申請書類の内容を審査し、適当と認める場合は予算の範囲内で交付決定します。
4	交付決定は申請した順番ですか。	交付申請書類がすべて整っている状態（正式受領）のものから審査をし、交付可否を決定します。そのため、書類不足・不備がある状態では審査できませんので、書類提出にあたっては、十分に内容等をご確認の上、ご提出ください。
5	何回でも補助金の申請をしていいか。	1事業者につき申込みは1回までとさせていただきます。なお、申請があったものの交付決定に至らなかった事業者は再度申請いただくことも可能です。ただし、エネルギー設備導入調査で効果が認められた範囲内となります。
6	交付決定を受けたのちに、同内容で申請していた国や県の補助金に採択されました。どうすればよいですか。	補助事業の経費に関して、他の補助金と重複して受給することはできませんので、いずれかの補助事業を中止いただく必要があります。本事業を中止する場合には、事業計画変更・中止承認申請書（第5号様式）を提出してください。申請はWEBフォーム上から申請が可能です。既に交付額が振り込まれている場合は返還していただく必要があります。
7	不交付となった場合、交付申請書は返却されますか。	申請書類は返却しておりません。
8	調査や現地確認はありますか。	実績報告書を受領後、調査員が申請事業者を訪問し、導入した設備の稼働状況の確認をさせていただきます。また、アンケートやヒアリング調査等を実施する場合がありますので、ご協力ください。
9	受け取った補助金は課税対象になりますか。	補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士もしくは税務署にご確認ください。
10	来年度も実施予定ですか。	来年度以降は未定です。
11	事業の着手とは何をもって着手となりますか。	設備設置等を行う施工者やメーカーへの発注をもって、着手とします。事業への着手は交付決定通知の日付以後に行わなくてはなりません。

12	事業の完了とは何をもって完了となりますか。	設備の購入、設置工事の完了及び施工者への支払いをもって、完了とします。事業の完了は令和5年12月28日までに行っていただく必要があります。
13	入金はいつごろですか。	適正な「請求書」を川崎市が受領後、30日以内にご指定の口座に補助金が振り込まれます。
14	予算額に達し、募集が終了したことはどこで分かりますか。	HP ( <a href="https://www.nttdata-strategy.com/kawasaki-enehojo/">https://www.nttdata-strategy.com/kawasaki-enehojo/</a> ) 上でご案内します。

#### エネルギー設備導入調査等に関する質問

NO	質問	回答
15	エネルギー設備導入調査とは何ですか。	本補助金は、設備更新等を行うことでエネルギー調達コストの低減につながる設備の導入を行う事業に対して補助を行うものです。そのため、調査員が事業所を訪問し、事業者の省エネ化、太陽光発電の設備導入等によるコスト削減について確認し、「確認書」を作成します。 ※申請時に確認書の添付がない場合、補助金の申請ができませんので、ご注意ください。 ※原則として、この手続きの中で確認された設備の更新等の内容が「エネルギー設備導入調査確認書」に記載され、そこに記載のある設備等を導入するものとします。
16	エネルギー設備導入調査はいつまで受けられますか。	エネルギー設備導入調査については、令和4年12月15日から令和5年2月17日までに申し込みいただき、令和4年12月22日から令和5年2月24日までに受診いただく必要があります。ただし、交付申請金額が予算額に達した場合等には、申込締切を待たずに受付を終了する場合があります。また、上記期限を過ぎてからの受付はできません。
17	エネルギー設備導入調査は何回でも受けられますか。	1事業者につき1回までとさせていただきます。
18	受診後、いつ、どのように確認書が届きますか。	導入調査の実施後、3営業日程度（導入設備が決定している場合）で登録いただいたメールアドレス宛てにご連絡します（メールに記載のURLからダウンロードいただきます）。確認書は補助金交付申請時に添付いただく必要があります。 ※訪問後、3営業日後に届かない場合は、コールセンター（0120-646-230）までお問合せください。
19	エネルギー設備導入調査の日程を変更できますか。	コールセンター（0120-646-230）までお問合せください。

20	エネルギー設備導入調査の日程が後半になっているが、その間に補助金が締め切られることはありますか。	交付申請金額が予算額に達した時点で補助金の募集を終了する場合があります。なるべく早い日程でお申し込みいただくようお願いいたします。
21	必ずエネルギー設備導入調査及び導入設備の現地確認を受けなければなりませんか。	補助金の申請にあたっては、必ずエネルギー設備導入調査を受けていただく必要があります。また、設備導入後の現地確認も、全事業者へ訪問します。受けていただけない場合は、交付決定の取り消し事由となりますのでご注意ください。
22	エネルギー設備導入調査及び導入設備の現地確認をオンラインで行うことはできませんか。	実地調査として現地にて申請事業者の既存設備を確認する必要があるためご協力ください。受けていただけない場合は、交付決定の取り消し事由となりますのでご注意ください。
23	エネルギー設備導入調査を受ければ補助金を受けることができますか。	補助金の交付決定には審査があります。導入調査を受けることは1つの申請要件となっており、補助金の交付にはその他の要件もすべて満たす必要があります。また、導入調査を受けていたとしても、交付申請額が予算額に達した場合、募集を締め切る場合もあります。
24	購入する設備が決まっていないがどうしたらいいか。また推奨する設備等はありますか。	更新を予定している設備がある場合は、更新前の設備の情報を準備してください。その際、導入予定設備は未定でも構いません。どのような設備が対象となるかは募集要領p.8の対象設備の一覧をご覧ください。導入設備の指定・推奨等は行っておりません。
25	エネルギー設備導入調査当日は何を用意すればいいですか。	現在の設備と導入を希望する設備のそれぞれのカタログや仕様書（消費電力等が分かるもの）をご用意ください。

#### 補助対象者・補助対象事業に関する質問

NO	質問	回答
26	一般社団法人や病院、学校等は対象となりますか。	中小企業基本法第2条1項に定める中小企業者が対象となります。そのため、一般社団法人、医療法人、学校法人等は対象となりません。ただし、個人事業主として届出されているクリニック等は対象となります。 定義については、中小企業庁のホームページをご確認ください。 URL : <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm">https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm</a>
27	導入先は市外でもよいでしょうか。	対象になりません。市内の事業所に導入する設備が対象です。
28	市内は営業所のみで、本店は市外にありますが、対象となりますか。	市内の営業所に導入する設備であれば、対象となります。
29	市内に複数の事業所がありますが（本社+支社も含む）、事業所ごとに申請できますか。	事業所ごとの申請はできません。1企業の申請として取りまとめて申請をしてください。

30	支店が申請を行う場合、支店長は事業主にあたりますか。	企業の代表者が申請をしてください。
31	各商店ではなく、商店街自体は対象になりますか。	商店街自体の申請はできません。各商店ごとに申請いただく必要がございます。
32	2階が住宅、1階が店舗の場合、店舗にて導入する設備は対象となりますか。	事業所の専有部分に導入する設備については対象となります。ただし、事業所以外に効果が波及するもの（自宅でも共用する給湯機など）は対象外となります。
33	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、申請でできますか。	申請可能です。ただし、「川崎市エネルギー最適化補助金設備設置承諾書（第12号様式）」を建物の所有者に記載いただき、ご提出ください。
34	申請を代理人が行ってもよいでしょうか。	申請者本人が行っていただく必要があります。
35	公募開始前に設備を導入してしまったが、対象となりますか。	交付決定前に購入・施工している場合、対象となりません。
36	交付決定後（交付額確定前）に代表者が変わった場合はどうすればよいでしょうか。	「川崎市エネルギー最適化補助金に係る事業計画変更・中止承認申請書（第5号様式）」を提出いただく必要があります。本店所在地、名称、代表者の変更の場合は、変更後の法人登記簿謄本（履歴全部事項証明書）の写しを添付してください。また、代表者又は役員が変更の場合は、暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）も添付してください。
37	過去に市の設備投資に関する補助金の交付を受けたことがあるが申請できますか。	別設備についての申請であれば、本補助金に申請が可能です。
38	自宅を事業所としている個人事業主です。対象となりますか。	1階が作業場で、2階が住居等明確に分かれている場合には対象となりますが、居住用途及び居住外用途との区別がつかない場合は対象外となります。エネルギー設備導入調査時に、調査員が現地で確認いたします。

#### 申請方法に関する質問

NO	質問	回答
39	申請方法はどのようにすればよいでしょうか。	エントリー時にご記入いただいたメールアドレス宛に「川崎市エネルギー最適化補助金交付申請書提出フォーム」のご案内をいたしますので、フォーム上で必要項目のご入力及び必要書類のアップロードをお願いします。また、事前に「エネルギー設備導入調査」を受けていただく必要があります。

40	申請書類を持参してもよいでしょうか。	持参による提出は一切受け付けておりません。原則、「川崎市エネルギー最適化補助金交付申請書提出フォーム」からお申込みください。また、当補助金の受付業務は本事業の委託事業者のもとで行っているため、川崎市経済労働局にお持ちいただいても対応いたしません。「川崎市エネルギー最適化補助金交付申請書提出フォーム」での対応が困難な場合は、委託事業者宛に郵送にてお送りください。  【郵送先住所】 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル9階 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究内 川崎市エネルギー最適化補助金事務局宛
41	申請した機器が在庫切れになりました。代替品を購入する場合、変更申請が必要となりますか。	補助事業の目的に変更を及ぼさない範囲で同一対象設備内において、製品名および型番等が変更となる場合は軽微な変更として承認申請は不要とします。ただし、交付決定額からの増額は認められません。
42	申請時と別の対象設備を導入できますか。 例) 空気調和設備から冷凍冷蔵庫への切り替え等	「エネルギー設備導入調査」で効果が認められた設備に限り、変更申請が可能です。ただし、交付決定額からの増額は認められません。 例) 「エネルギー設備導入調査」において、空気調和設備と冷凍冷蔵庫のエネルギー使用量削減効果が認められたが、空気調和設備のみの申請をした後に冷凍冷蔵庫に変更したい場合。

#### 申請書類に関する質問

NO	質問	回答
43	導入設備（既存設備）の仕様がわかるような資料がない場合はどうすればよいでしょうか。	メーカーのホームページ等の画面コピー等でもよいので提出をお願いします。
44	見積書や登記簿謄本等、提出書類は携帯で撮ったものでも可能でしょうか。	原則、スキャナーでスキャンし、PDFファイル等で添付していただくことを推奨しています。ただし、PDF、JPEG、PNGのいずれかの形式であれば携帯電話・スマートフォン等で撮影したもの添付も可能です。その際は、真上から撮影し、文字がしっかりと確認できるものを添付してください。内容が判別できない場合は再提出や内容確認のご連絡をする場合があります。
45	納税証明書はどこで取得できますか。	各市税事務所市民税課管理係・市税分室管理担当または各区役所(支所)市税証明発行コーナーで発行が可能です。 <a href="https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000038211.html">https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000038211.html</a>

46	本拠地が市外なので川崎市の市民税納税証明書がない場合はどうすればよいでしょうか。	川崎市内に事業所をおいている場合には法人市民税申告の義務があります。申告した上で非課税の場合は「非課税証明書」を提出してください。提出できない場合は交付を受けることができません。※個人事業主で住所が市外であっても事業所を市内で開設する場合は税務署等に開業の届け出を提出し、均等割分を納税する義務があります。
47	最近、市外から川崎市内に移転しました。市民税の証明書が発行できません。	川崎市の市民税の証明書が発行できない場合は、移転前の自治体での納税証明書をご提出ください。登記簿謄本や開業届等で移転日を確認する場合があります。
48	見積書は複数者から取る必要がありますか。	発注1件当たり税込み100万円を超える金額の場合は、市内中小企業者2者以上の入札または見積り合わせを行ったうえで、最安値を提示した業者に発注してください（ただし、契約の性質上これらの方により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではありません）。
49	領収書の宛名が「上様」だが認められますか。	認められません。宛名は申請者名と一致するようにしてください。
50	領収書がない場合はどうすればよいでしょうか。	経費の明細がわかる書類の写し（請求書・レシート等）と支払ったことを証する書類の写し（通帳口座の写し、金融機関の振込明細書の写し等）を提出してください。
51	原本での提出が必要な書類はありますか。	原本での提出が必要な書類はございません。
52	建築図面（配置図、平面図）とはどのような書類を提出すればよいでしょうか。	補助対象事業の工事箇所が分かる資料を提出してください。

#### 補助対象経費に関する質問

NO	質問	回答
53	省エネルギー型設備はどのような設備が対象になりますか。	<p>(1) 照明設備  (2) 空気調和設備  (3) 燃焼設備  (4) 冷凍冷蔵庫  (5) コージェネレーションシステム  (6) 遮熱塗装・断熱工事  (7) 生産設備やサービスを提供するために必要な省エネ設備等</p> <p>※ (1)～(4)、(7)は既存設備の更新の場合のみ対象となります。</p> <p>※詳細は募集要領P 8をご確認ください。</p>

54	(7) 生産設備やサービスを提供するために必要な省エネ設備等はどんな設備でも対象となりますか。	1件あたりの契約金額が税込み100万円以上であり、設備の更新により5%のエネルギー使用量削減が見込まれる設備であることが条件となります。また、補助対象となる要件等を満たす必要があります。
55	エネファームは対象となりますか。	専ら事業用に使用する場合は(5)コージェネレーションシステムとして対象となります。自宅などの居住用にも併用して使用する場合は対象外となります。
56	リース品、中古品、レンタルは対象となりますか。	対象外です。
57	インターネット上のオークション等で購入した設備等は対象になりますか。	価格の妥当性が判断できないため、インターネット上等でのオークションやフリマアプリ等で購入した設備等は対象外です。
58	導入する設備や機器の価格に上限や下限はありますか。	購入する設備の価格に上限や下限はありません。ただし、補助金交付申請額に上限額（下限額）が設定されているため、申請額の合計額においては、下限額を満たしていただく必要があります。
59	申請時において下限額を上回っていたが、実績時に下限額を下回ってしまった。対象となりますか。	実績時に下限額を下回った場合は補助金の交付対象外となります。
60	予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	予備設備は補助対象なりません。
61	申請前に既存設備が故障してしまって稼働していない場合は補助対象になりますか。	更新が補助要件となる対象設備を導入する場合、故障等の理由で稼働していない既存設備との置き換えは、エネルギー調達コストの削減につながらないため補助対象なりません。
62	既存設備の台数と導入予定設備の台数が異なる場合、申請は可能ですか。	既存設備の台数と導入予定設備の台数が異なる場合も申請可能です。既存設備と複数の導入設備のエネルギー使用量の合計で比較し、エネルギー使用量削減効果が認められるのであれば台数が異なっていてもかまいません。なお、将来的に必要になるものすぐには使用しない設備や予備設備は補助対象なりません。
63	導入する設備の能力・出力が、既存設備の能力・出力を超えてよいですか。	その能力・出力が必要となる合理的な理由を説明するとともに、設備置き換え前後の稼働条件を明示し、当該条件を考慮したエネルギー使用量が、導入後に削減されていれば、対象とします。
64	交付申請した時点から設備が値上がりしてしまいました。上昇分も支払われますか。	交付申請後に設備の金額が上昇した場合であっても、交付決定額からの増額は認められません。
65	保守サービス費用は対象となりますか。	保守サービス費用は対象外です。

66	エアコンのフィルターやコンプレッサーの潤滑油などの消耗品は対象になりますか。	設備本体と別途購入する消耗品は対象になりません。ただし、購入時に商品の初期装備品として付属しているものは対象になります。また、設置工事で必要となる消耗品は補助対象です。
67	クレジットカードで購入する場合、事業実施期間内に決済が完了すればいいですか。	クレジットカードによる支払は補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。分割払いにより、補助事業期間中に支払が完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品購入も対象外です。）
68	電子マネー等で支払いをした場合、対象となりますか。	対象となります。残高支払いの場合は、現金と同様の取扱となりますが、クレジットカード支払いの場合は、クレジットカードと同様に、利用明細と通帳の写しが必要となります。
69	手形で支払いをした場合、対象となりますか。	対象となります。本事業は事業実施期間中に納品・設置工事をすべて完了させ、代金全額の支払いを完了させていただく必要があるため、補助対象期間内に現金化されるとともに、領収書のほかに、現金化されたことを確認できる書類もご提出いただく必要があります。